

令和8年度
事業計画書
予算書

令和 8 年度 事業計画

令和 8 年度は、国内企業の景況感が好転し、旺盛な民間需要等に支えられて建設需要も引き続き堅調である一方で、物価高や人件費の上昇等により経営環境が一層厳しさの増す建設業界は、激甚化・頻発化する自然災害への復旧・復興対応、南海トラフ巨大地震等の高まるリスクへの備え、インフラ施設の老朽化対策等、防災・減災のための国土強靱化が喫緊の課題となる中、5 年間の事業規模をおおむね 20 兆円強程度とした「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の初年度となる今年度は、高市内閣が標榜する「責任ある積極財政」を背景に公共事業の実質事業量の増額確保と健全で安定したサステナブルな産業構造への転換に向けた飛躍の一年になることが期待されています。

他方、「担い手の確保」「処遇の改善」「生産性の向上」が今年度も喫緊の課題となっている建設業界は、令和 7 年 12 月の第三次担い手三法の全面施行で導入された新たな取引ルール（標準労務費の水準を著しく下回る労務費での見積りや契約の禁止等）の浸透・定着等による商慣習の下に「労務費の行き渡りと適正な利潤の確保」を実現するとともに、ICT 施工、建設 DX や AI 等の活用による質の高さに根差した各社の技術力と生産性の向上、時間外労働規制や年々深刻化する猛暑や豪雨・豪雪等過酷化する気象条件にも対応した建設現場での柔軟な働き方、登録技能者 200 万人に迫る建設キャリアアップシステム（CCUS）の有効活用等の諸課題に取り組み、新 4K（給与・休暇・希望・かっこいい）を実現することで若者等から選ばれる魅力ある産業へと脱皮し、「地域の担い手・守り手」として社会的使命を持続的に果たしていくことが望まれています。

さて、昭和 45 年に建設業界の自主的な共済制度として全国建設業協会との特約の下にスタートし、①労働福祉②企業防衛③余裕金の業界への還元という三つの理念を掲げてその具現化に徹してきた建設共済保険は、全国建設業協会並びに都道府県建設業協会の皆様のご支援を賜り、昨年 11 月に制度創設 55 周年を迎えることができました。令和 4 年度からは保険収支の剰余金を 3 年平均にして全額返還する、法定外の労災保険としては画期的な「契約者割戻金制度」を導入することで、公益法人に課せられた収支相償の原則を恒久的に満たす条件を整備しました。さらに、過去 10 年間にお支払いした保険金の実態調査を行ったところ、近年の建設労働者の賃金上昇や民法改正の影響を受けて企業が被災者に負担する金額が年々上昇している現況に鑑み、保険金区分に 6,000 万円と 7,000 万円を 4 月から新設しました。これにより、他の保険と遜色のない本格的な保険サービスが提供できるようになり、建設共済保険は新時代を迎えることになります。

今年度は当面の目標である掛金収入 40 億円の達成に近づく大きな飛躍の年と位置づけ

ており、具体的には、第一に、全国建設業協会及び都道府県建設業協会並びに建設関係団体との連携を一層密にして、保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設により保険金区分を増額していただく際には、契約者割戻金が直近では掛金の 2 割相当額が支払われている実績にあり令和 7 年度分もそれ以上の支払いが見込まれていることから、掛金負担が実質的に大幅に軽減される役割を担う「契約者割戻金とセットにした『1,000 万円プラス運動 2.0』」をご契約者はじめ建設業界全体に広くご案内し、現在掛けている労災上乗せ保険をトータルして補償額が 6,000 万円・7,000 万円に足りなければ、その不足分は掛金が安く契約者割戻金もある当団の保険にご加入・増額いただきたく存じます。また、公共工事の設計労務単価が 4.5%引き上げられて 14 年連続して上昇しているようにこうした賃金の動向等から 6,000 万円・7,000 万円は通過点とみられますので、この機会に契約者割戻金を活用した保険金区分の全体の見直しの機運を高めていただくべく、「労災上乗せ 6,000 万円・7,000 万円トータルキャンペーン」を積極的に展開し、保険の備えの拡充に向けた支援や情報の提供を強化します。

第二に、5 年間経過措置を講じて猶予していた改定無事故割引率が 10 月から全面適用されることによって、一部のご契約者に無事故割引率が変動して掛金が 2.6%～21.4%増加することも考えられますが、その金額以上に契約者割戻金が支払われている実績と令和 7 年度分の支払いはさらに上回る見込みにあることから、旧割引率から新割引率へと円滑に移行していただけるよう丁寧な説明に努めます。

第三に、令和 7 年度から一般助成を中心とした改正を実施しましたが、当時全く想定していなかった状況の変化として、保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設や、令和 7 年度の掛金収入の大幅な増収モードへの転換があったこと等を踏まえ、一部都道府県建設業協会からのご要望も勘案し、一般助成金規程や特別助成事業実施要領等を令和 8 年度からの適用に向けて可能な限り柔軟な見直しを行いました。具体的には、会員加入率 80%以上の都道府県建設業協会にあっては、会員加入率が 5%刻みでランクが上昇する毎に一般助成金を 200 万円増額していたのを 100 万円に圧縮すべきところを、当面の間、会員の保険金区分の平均額が全国平均を下回っている場合を除いて圧縮分に相応する特別加算を実施すること、会員加入率 40%未満の協会傘下の支部(地区協会)等については会員加入率 30%以上増加の要件を 15%に改め、令和 4 年 12 月末日の会員数の 2 分の 1 を下限とする要件を加えて会員加入率 50%以上に達した場合に一般助成金を 30 万円支払うこととすること、会員加入率 70%以上で申請時の会員加入数が令和 4 年 12 月末日の会員加入数を上回る都道府県建設業協会の本部の建設会館については特別助成等の前回申請からの経過年数を 8 年から 5 年に改めること、会員加入率 30%未満の都道府県建設業協会とその傘下の支部(地区協会)の特別助成等の要件は特例を設けて大幅に緩和することとしました。

特に一般助成の財政問題は、主な財源である掛金収入の 10%相当額を遥かに上回る支出

により、当初 13.4 億円あった取崩資産がいよいよ枯渇する一方で、支出増に未だ歯止めがかからず、今年度の予算ではついに 9.2 億円の共済事業運営積立金引当資産を取り崩さざるを得ない状況になっているため、今後は抑制策に努めていく必要があると考えていますが、並行して掛金収入の増収により自ずと解消・安定していくことが望ましいことから、令和 8 年度の建設共済保険の目標は、①前年度より新規加入 100 社増、②会員加入率 2% 増、③これまでの掛金収入 3% 増に加えて、さらに保険金区分の 6,000 万円と 7,000 万円の新設と無事故割引率の経過措置の終了による相当額の増収を見込んでいます。引き続き全国建設業協会並びに都道府県建設業協会にご支援・ご協力いただくことを大前提としながら、当団の総力を挙げて早期に当面の目標である掛金収入 40 億円の達成を目指します。

なお、令和 6 年度から実施している支部（地区協会）から建設共済保険の加入地図を塗り替えていく取り組みは、加入促進戦略で 40 協会が選定した 80 ターゲット支部に低加入率対策 132 支部及び同じく仙台等の 18 支部に名古屋・広島を加えた実質 152 支部並びに「建設共済保険加入増額促進特命本部」担当の首都圏(1 都 3 県)49 支部と大阪（一部重複あり）を中心に、説明会の開催や未加入企業への訪問等を積極的に展開します。

また、これらの重点施策と相連動する形で、各種会議や説明会・講習会での制度説明時間の確保、協会幹部会社並びに支部及び地区協会長会社等をはじめとした未加入会員への企業訪問、ダイレクトメールによる情報発信、開設した「最新のお知らせ」のコーナー等情報発信量が飛躍的に拡大した当団のホームページや業界紙による報道、広告通信媒体の活用等により、新規加入の勧奨に努めるとともに、保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設を契機として保険金区分の増額の際に掛金負担が実質的に軽減される役割を担う当団独自の「契約者割戻金とセットにした『1,000 万円プラス運動 2.0』」を積極的に展開し、加入促進と保険金区分全体の見直し機運を高めるための総合的な取り組みを進めます。

さらに、12 年目を迎えた全国建設業協会及び都道府県建設業協会とのタイアップ広告等の広報活動では、次代を担う青年部・女性部との連携を図りながら、建設業の魅力の発信と建設共済保険制度の PR に努めます。また、建設業界における喫緊の課題である「担い手確保・育成」を目的として、建設業の魅力に繋がる地域毎の情報発信に対する広報活動支援枠をさらに拡充し、今年度から都道府県建設業協会が実施する「希望」が持てる「カッコいい」を特にビジュアルに動画化した「当団が別途定める企画に応じて行う広報」に対して、年間 30 万円分を上限として支払うこととします。

なお、公益目的事業である「育英奨学事業」では死傷された被災者の子供の保育や就学を支援する返済不要の奨学金を給付します。同じく公益目的事業である「労働安全衛生推進事業」では引き続き安全衛生用品を頒布し、建設工事現場に「女性専用トイレ」や「女性専用更衣室」を設置する場合にはそれぞれ 10 万円を上限とする助成を行います。また、

建設業における災害防止の観点から他の模範と認められる労働安全衛生推進者として、令和 8 年度もご契約者と連名で表彰し、ご同意いただいた方々を当団のホームページで「安全の守り手」として永く顕彰させていただくこととしているほか、特別助成と相まって建設会館に併設されることの多い教育訓練施設等の整備助成等も継続します。

当団は、令和 8 年度も公益目的事業並びに認可特定保険業の運営者として、関係法令等の遵守をはじめとした事業運営の適切性確保を基本としつつ、全国建設業協会及び都道府県建設業協会並びに建設関係諸団体との連携を一層密にして、中核である建設共済保険制度の普及促進活動を積極的に展開し、「契約者と業界の発展のために」を旗印として建設業界の発展と建設労働者の福祉の増進に努めます。

令和 8 年度の具体的な事業計画については、次の通りです。

1. 「特定保険業」の推進（公益目的事業 1－①）

各都道府県建設業協会及び建設関係諸団体と連携し、建設共済保険の更なる普及促進を図るため、次の事項を推進します。

（1）都道府県建設業協会との取り組みについて

各都道府県建設業協会のご意見・ご要望を踏まえ、当団の方針を織り込んで各都道府県建設業協会が昨年 10 月に策定した協会毎の「加入促進戦略」をベースとして、各協会及び支部（地区協会）の協力の下、役員会や各種講習会等で建設共済保険の仕組み及び国の労災保険との補完関係や当団と各協会及び支部（地区協会）との協力関係について分かりやすい資料を用いた説明等を通じて未加入会員に対するアプローチを展開し、会員加入率の更なる向上に努め、特に、低加入率の協会および支部（地区協会）について全国の会員加入率の水準である 50%程度まで底上げを目指し、建設共済保険の更なる普及促進を都道府県建設業協会の協力を得ながら全国的に積極的に展開します。

なお、各都道府県建設業協会の「加入促進戦略」は、令和 8 年 10 月の時点で 1 年間の成果を踏まえた上で見直しを行います。

（2）新規加入契約について

年間完成工事高契約の新規契約については、前年度プラス 100 社で 580 社の獲得を目標とします。

また、ダイレクトメールについては、全都道府県の未加入企業を対象に、約 7.5 万社（会員及び会員外）への送付を予定し、効果的な送付時期の設定や送付資料の内容を見直すとともに、関東近県の企業にはダイレクトメールに当団職員派遣依頼書を同封して、依頼の

あった企業に訪問説明を行うとともに、地域を問わずリモート相談にも引き続き対応します。

さらに、全国建設業協会並びに各都道府県建設業協会にご協力いただきながら、各都道府県建設業協会が策定した「加入促進戦略」について、特に、栃木、石川、岐阜、兵庫、長崎の 5 協会を重点地区とし、40 協会が選定した 80 ターゲット支部に低加入率対策 132 支部及び同じく仙台等の 18 支部に名古屋・広島を加えた実質 152 支部並びに「建設共済保険加入増額促進特命本部」担当の首都圏(1 都 3 県)49 支部と大阪（一部重複あり）を中心に説明会の開催や未加入企業への訪問等を積極的に展開します。

(3) 更新契約の確保について

都道府県建設業協会会員の未更新契約者については各協会の担当者の協力を得て、また会員以外の未更新契約者については当団から連絡を取り、一層の更新契約の確保に努めます。

併せて、更新手続き時にリーフレットに加え、令和 8 年 4 月 1 日より新設した保険金区分「6,000 万円」・「7,000 万円」に関する分かりやすいお知らせや保険金区分の増額を推奨するチラシ等を同封し、掛金収入の増加を図ります。

(4) 関連事業契約・共同企業体契約の周知及び普及促進について

年間完成工事高契約の付随契約である関連事業契約及び共同企業体契約の未加入者に対し、補償漏れ等がないよう周知の徹底を図り、普及促進に努めます。

(5) 保険金区分「6,000 万円」・「7,000 万円」の新設について

当団において建設共済保険で過去 10 年間(平成 26 年～令和 5 年)にお支払いした保険金について調査を実施したところ、近年の建設労働者の賃金上昇や民法改正に伴う逸失利益の高額化等の影響を受け、災害発生時に企業が負担しなければならない金額が年々増加する傾向にあり、令和に入ってからこれまでの保険金区分の最高額 5,000 万円では企業の負担額に足りていない事例が頻発している状況を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日より保険金区分に「6,000 万円」・「7,000 万円」を新設し、令和 8 年 1 月に全契約者に一斉にお知らせを行ったところですが、同月作成した保険金区分の増額を PR するポスターも活用し、各協会の役員会や各種講習会等で説明し、普及促進に努めます。

(6) 契約者割戻金について

契約者割戻金制度は損害保険では他に類を見ない当団独自のものであり、掛金負担がさらに軽減されて建設共済保険の魅力度を一層高めるものであり、「契約者割戻金は掛金の負

担軽減と増額を助ける切り札」であることを、あらゆる機会に分かりやすく丁寧に説明し、新規加入と契約更新率の増加に繋げるとともに、保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設を契機とした保険金区分の増額の際に掛金負担が実質的に軽減される役割を担う「契約者割戻金とセットにした『1,000 万円プラス運動 2.0』」を積極的に展開し、新規加入と保険金区分の増額に向けて、ご契約者はじめ建設業界全体に広くご案内し、安い掛金と契約者割戻金で労災上乗せの補償額の不足分をカバーして保険の備えがトータルして手厚くなるよう、その普及に努めます。

なお、契約者割戻金は毎年度の剰余金を 3 年平均した金額がベースとなって支払われるもので、令和 6 年度の割戻率は過去最高の 28.52% となり、令和 7 年度・令和 8 年度も契約者割戻金が支払われることが確定していますが、令和 7 年度の割戻率は前年度を上回る 29% 近くとなる見込みで、保険金区分の増額のみならず、経過措置終了後に改定無事故割引率が適用されて掛金が負担増となる場合にも、契約者割戻金で実質的な負担が軽減されて円滑に移行できることを、丁寧に説明を行います。

(7) 建設共済保険の戦略的広報活動について

昨年 8 月には当団のホームページを抜本的に刷新し「最新のお知らせ」のコーナーを開設する等、格段に情報発信量を増大することで、建設共済保険の魅力的な特長や各種助成制度の詳細な内容、誤解を招きかねない疑問点や趣旨説明等をご確認いただけるようになりました。引き続き当団ホームページの充実を図り積極的にご活用いただけるよう努めます。また、当団理事長との記者会見を随時行い、情報発信に努めるとともに、各都道府県建設業協会を交えた効果的な戦略的広報を全国的に展開し、当団と次代を担う青年部・女性部との連携も図りながら建設共済保険の加入企業の裾野を拡げるべく加入促進活動を行います。

さらに、全国建設業協会、都道府県建設業協会本部及び支部（地区協会）の協力の下、10 月・11 月を加入促進月間と定め、ポスターの掲示、業界紙への広告掲載等を通じて建設共済保険制度の一層の普及促進を図ります。

併せて、会員以外の企業に対しても建設関係諸団体と連携し、建設共済保険の説明機会の確保やリーフレットの配布にも努める等、情報発信を積極的に行います。

なお、建設業界における喫緊の課題である「担い手確保・育成」を目的として、建設業の魅力に繋がる地域毎の情報発信に対するさらなる支援を行うため、広報活動支援枠をさらに拡充し、今年度から都道府県建設業協会が実施する動画媒体を活用した「当団が別途定める企画に応じて行う広報」対して、年間 30 万円分を上限として支払うこととします。

2. 「労働安全衛生推進事業」の推進（公益目的事業 1－②）

(1) 「安全衛生用品の頒布」について

建設工事現場等における労働災害の防止と職場の安全衛生環境の整備に資することを目的に、年間の掛金に応じて安全衛生用品をご契約者に頒布し、労働安全衛生対策を支援します。

(2) 女性の就労環境向上のための助成について

女性の建設業への入職と定着を図ることを目的に、契約者が施工する現場に女性専用トイレ並びにロッカー付きの女性専用更衣室を設置する場合に助成を行います。公共工事における快適な女性専用トイレや女性専用更衣室の設置に向けた発注者側の動きが加速することも予想され、現に当団の女性専用トイレの助成は急増していますので、今年度も当該助成制度についての広報・周知に一層努めます。

(3) 労働安全衛生推進者の表彰について

契約者の会社に属する方の中で、現場の労働安全衛生の推進に積極的に取り組む等、他の模範と認められる方を原則として一契約者概ね3名を基準としてご契約者と連名で表彰し、同意を得られた方については当団のホームページに「安全の守り手」として企業名・氏名・授賞理由を掲載し永年顕彰します。

(4) 建設業に係る教育訓練施設等の新設又は改修等に対する助成について

全国各地域における「安全衛生」に関する意識・スキルの講習機会の拡大に資するものとして、地域に開かれた教育訓練施設等の新設又は改修事業や、廃校を建設業の技能技術者の育成等を行う施設として改修又は整備する事業に対して助成を行います。

(5) 労働安全衛生に関する講習会の開催について

建設業における労働災害防止及び労働者の安全と健康増進に寄与することを目的とし、全国建設業協会が実施する「労働安全を中心とした研修会」への共催とし、支援を行います。

以上の5事業に対して、今年度は3億3,930万円の支出を予定しています。

3. 「育英奨学事業」及び「一般助成事業」（公益目的事業2）

(1) 育英奨学事業について

建設共済保険において保険金支払いを受けた被災者（死亡、障害・傷病 1 級から 3 級）の子に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して返済不要の奨学金を給付します。

今年度は、奨学生及び要保育児の人数は 146 名、給付額は 4,400 万円を予定しています。

（2）一般助成事業について

都道府県建設業協会及び支部（地区協会）が実施する①建設現場就労者の福祉の増進に寄与する事業、②建設業の近代化・合理化に寄与する事業、③労働災害の防止に寄与する事業、④建設業の担い手確保・育成に寄与する事業、⑤協会が実施する調査研究その他公益事業に対して助成を行います。

併せて、都道府県建設業協会が i-Construction 又は働き方改革推進のための講習会又は研修会を開催する場合、一般助成額と別枠で 10 万円を限度として助成を行います。

また、都道府県建設業協会が担い手確保・育成に焦点を当てた「担い手確保・育成情報発信活動」を実施する場合、一般助成額と別枠で 10 万円を限度として助成を行います。

今年度は、総額 4 億 1,360 万円を予定しています。

なお、2 年連続した掛金収入の減収により更に一般助成の収支が逼迫している状況を踏まえ、負担と給付の不均衡を是正するため、令和 7 年度に一般助成金規程の改正を実施しましたが、令和 7 年度の掛金収入の大幅増収見込みに加え、保険金区分の最高額の引き上げ（6,000 万円・7,000 万円の新設）等の要因もあり、令和 8 年度以降も掛金収入の増収が継続して拡大基調に転じることが見込まれる趨勢にあることから、一部都道府県建設業協会からのご要望も考慮して、一般助成金規程を改正し、当面の間、会員加入率 80%以上の当該協会には前年 12 月末日の協会会員の保険金区分の平均額が協会会員の全国平均を下回る場合を除いて減額分に相応する特別加算措置を令和 8 年 6 月支払分から実施します。ただし、前出の一般助成の財政状況を勘案すると、今後は抑制策に努めていく必要があると考えています。

さらに、令和 7 年度から実施している令和 4 年 12 月末日を基準として会員加入率 40%未満の都道府県建設業協会傘下の支部（地区協会）並びに会員加入率が 40%未満の支部（地区協会）で会員数が概ね 50 社以上の支部（地区協会）を対象とした加入促進の対策において、「会員加入率が 30%増加」の要件を「会員加入率が 15%増加」に改め、かつ、「会員加入数が令和 4 年 12 月末日現在の会員数の 2 分の 1 を下限とする」条件を付して、会員加入率が 50%以上に達した場合、要件を維持する限り、継続的に 30 万円を当該支部（地区協会）に助成することとし、支部（地区協会）の公益活動がない場合には都道府県建設業協会に対する一般助成金の追加枠として助成することとします。

4. その他事業（相互扶助等事業）について

本事業は資産の運用益を原資として行われており以下の事業の推進に努めます。

(1) 特別助成事業について

各都道府県建設業協会本部及び支部（地区協会）が行う建設会館等の新設及び改修の事業に対して助成を行います。

今年度の助成額は、1 億 4,400 万円を予定しています。

また、特別助成事業及び教育訓練施設等の新設又は改修等の事業に対する助成規程について、令和 4 年 4 月 1 日から、前回申請時からの経過年数を「5 年」から「8 年」に改正しましたが、資産運用の環境も少しずつ改善に向かいつつあり、掛金収入も令和 7 年度より増収に転じることが見込まれることを踏まえ、一部都道府県建設業協会からのご要望も考慮し、令和 8 年度の事業実施分から都道府県建設業協会本部が所有する建設会館及び教育訓練施設等の新設・改修等の事業における助成規程について、会員加入率が 70%以上で申請時の会員加入数が令和 4 年 12 月末日の会員加入数を上回っている協会の本部の建設会館については、前回申請時からの経過年数を「8 年」から「5 年」とします。

なお、特別助成規程では、協会本部の場合は会員加入率 50%以上、支部（地区協会）の場合は会員加入率 80%以上としているため、低加入率協会、特に会員加入率 30%未満の協会については、その傘下の支部（地区協会）も含めてほとんど申請がない状況である一方、会員加入率を高めてきた協会本部及び支部（地区協会）の中には特別助成を梃子として特例要件も含めて活用してきた事例があることから、低加入率協会及びその傘下の支部（地区協会）に対し、当該特例要件を下敷きとした新たな助成基準を設定し、令和 8 年度より実施します。

(2) 従業員に係る福利厚生に関する調査研究事業

今年度も、建設労働者の処遇改善や福利厚生の充実に資する調査研究を、他団体と協調しながら実施していく予定です。

以 上

収支予算書(正味財産増減計算書ベース)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

単位：円

科 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,500,000	5,500,000	0
基本財産有価証券利息	5,467,000	5,467,000	
指定振替有価証券利息	33,000	33,000	
特定資産運用益	434,500,000	420,000,000	14,500,000
特定資産有価証券利息	434,500,000	420,000,000	
事業収益	3,832,900,000	3,650,000,000	182,900,000
掛金収益	3,832,900,000	3,650,000,000	
普通責任準備金戻入額	0	1,000,000	△ 1,000,000
普通責任準備金戻入額	0	1,000,000	
契約者割戻金準備金戻入額	881,000,000	729,000,000	152,000,000
契約者割戻金準備金戻入額	881,000,000	729,000,000	
雑収益	20,200,000	10,200,000	10,000,000
雑収益	20,200,000	10,200,000	
経常収益計	5,174,100,000	4,815,700,000	358,400,000
(2) 経常費用			
事業費	5,067,360,000	4,689,950,000	377,410,000
役員報酬	35,400,000	34,450,000	
給料手当	115,900,000	110,000,000	
賞与引当金繰入額	20,600,000	19,550,000	
退職給付費用	12,800,000	11,960,000	
役員退職慰労引当金繰入額	7,200,000	5,540,000	
法定福利費	25,900,000	23,910,000	
福利厚生費	8,700,000	7,960,000	
通勤交通費	4,800,000	4,880,000	
旅費交通費	15,000,000	14,610,000	
保険金	1,290,000,000	1,470,000,000	
事務委託費	358,600,000	335,500,000	
広告宣伝費	199,500,000	175,400,000	
振込手数料	25,600,000	23,520,000	
加入促進費	6,300,000	6,020,000	
奨学金	44,000,000	45,000,000	
調査研究費	8,000,000	8,000,000	
助成金	634,600,000	582,000,000	
労働安全衛生推進費	262,300,000	250,400,000	
顧問・謝金	2,200,000	2,100,000	
会議費	1,400,000	1,300,000	
図書印刷費	20,100,000	19,910,000	

単位：円

科 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)
事務消耗品費	4,450,000	5,090,000	
通信運搬費	36,300,000	34,840,000	
水道光熱費	2,200,000	1,940,000	
借室料	83,400,000	80,230,000	
支払手数料	1,410,000	1,290,000	
事務機使用料	62,800,000	63,830,000	
什器備品減価償却費	15,900,000	20,420,000	
無形固定資産減価償却費	21,800,000	30,160,000	
支払備金繰入額	414,600,000	229,000,000	
普通責任準備金繰入額	14,800,000	0	
異常危険準備金繰入額	117,800,000	30,700,000	
契約者割戻金準備金繰入額	307,000,000	306,050,000	
渉外費	1,700,000	1,700,000	
解約返戻金	2,700,000	2,840,000	
契約者割戻金	881,000,000	729,000,000	
雑費	600,000	850,000	
管理費	189,650,000	194,890,000	△ 5,240,000
役員報酬	27,900,000	27,270,000	
給料手当	10,800,000	16,500,000	
賞与引当金繰入額	3,400,000	3,680,000	
退職給付費用	400,000	620,000	
役員退職慰労引当金繰入額	3,800,000	2,960,000	
法定福利費	4,500,000	4,710,000	
福利厚生費	1,600,000	1,570,000	
通勤交通費	1,200,000	1,150,000	
旅費交通費	3,100,000	2,920,000	
諸会費	84,600,000	84,600,000	
顧問・謝金	8,900,000	8,000,000	
会議費	3,400,000	2,800,000	
図書印刷費	2,150,000	2,080,000	
事務消耗品費	400,000	350,000	
通信運搬費	1,600,000	1,540,000	
租税公課	1,100,000	1,100,000	
水道光熱費	400,000	380,000	
借室料	14,100,000	15,800,000	
支払手数料	300,000	250,000	
修繕費	800,000	1,600,000	
事務機使用料	2,850,000	2,760,000	
渉外費	9,600,000	9,600,000	
什器備品減価償却費	850,000	800,000	
無形固定資産減価償却費	100,000	50,000	
雑費	1,800,000	1,800,000	
經常費用計	5,257,010,000	4,884,840,000	372,170,000
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 82,910,000	△ 69,140,000	△ 13,770,000

単位：円

科 目	予 算 額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 82,910,000	△ 69,140,000	△ 13,770,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 82,910,000	△ 69,140,000	△ 13,770,000
一般正味財産期首残高	35,421,059,170	35,420,005,783	1,053,387
一般正味財産期末残高	35,338,149,170	35,350,865,783	△ 12,716,613
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	33,000	33,000	0
基本財産有価証券利息	33,000	33,000	0
一般正味財産への振替額	△ 33,000	△ 33,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	35,341,149,170	35,353,865,783	△ 12,716,613

収支予算書内訳表(正味財産増減計算書ベース)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

単位：円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	小計	他1		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	0	5,500,000	5,500,000
特定資産運用益	19,000,000	0	19,000,000	186,000,000	229,500,000	434,500,000
事業収益	3,449,900,000	383,000,000	3,832,900,000	0	0	3,832,900,000
契約者割戻金準備金繰入額	881,000,000	0	881,000,000	0	0	881,000,000
雑収益	12,200,000	0	12,200,000	0	8,000,000	20,200,000
経常収益計	4,362,100,000	383,000,000	4,745,100,000	186,000,000	243,000,000	5,174,100,000
(2) 経常費用						
事業費	4,422,810,000	480,650,000	4,903,460,000	163,900,000		5,067,360,000
役員報酬	27,200,000	4,900,000	32,100,000	3,300,000		35,400,000
給料手当	108,700,000	5,200,000	113,900,000	2,000,000		115,900,000
賞与引当金繰入額	18,500,000	1,400,000	19,900,000	700,000		20,600,000
退職給付費用	11,800,000	700,000	12,500,000	300,000		12,800,000
役員退職慰労引当金繰入額	5,500,000	1,000,000	6,500,000	700,000		7,200,000
法定福利費	23,700,000	1,500,000	25,200,000	700,000		25,900,000
福利厚生費	7,900,000	500,000	8,400,000	300,000		8,700,000
通勤交通費	4,300,000	300,000	4,600,000	200,000		4,800,000
旅費交通費	14,200,000	500,000	14,700,000	300,000		15,000,000
保険金	1,290,000,000	0	1,290,000,000	0		1,290,000,000
事務委託費	358,600,000	0	358,600,000	0		358,600,000
広告宣伝費	199,500,000	0	199,500,000	0		199,500,000
振込手数料	25,600,000	0	25,600,000	0		25,600,000
加入促進費	6,000,000	200,000	6,200,000	100,000		6,300,000
奨学金	0	44,000,000	44,000,000	0		44,000,000
調査研究費	0	0	0	8,000,000		8,000,000
助成金	77,000,000	413,600,000	490,600,000	144,000,000		634,600,000
労働安全衛生推進費	262,300,000	0	262,300,000	0		262,300,000
顧問・謝金	2,200,000	0	2,200,000	0		2,200,000
会議費	1,400,000	0	1,400,000	0		1,400,000
図書印刷費	19,800,000	200,000	20,000,000	100,000		20,100,000
事務消耗品費	4,200,000	150,000	4,350,000	100,000		4,450,000
通信運搬費	36,000,000	200,000	36,200,000	100,000		36,300,000
水道光熱費	1,900,000	200,000	2,100,000	100,000		2,200,000
借室料	76,700,000	4,600,000	81,300,000	2,100,000		83,400,000
支払手数料	1,210,000	100,000	1,310,000	100,000		1,410,000
事務機使用料	61,100,000	1,200,000	62,300,000	500,000		62,800,000
什器備品減価償却費	15,500,000	200,000	15,700,000	200,000		15,900,000
無形固定資産減価償却費	21,800,000	0	21,800,000	0		21,800,000
支払備金繰入額	414,600,000	0	414,600,000	0		414,600,000
普通責任準備金繰入額	14,800,000	0	14,800,000	0		14,800,000
異常危険準備金繰入額	117,800,000	0	117,800,000	0		117,800,000
契約者割戻金準備金繰入額	307,000,000	0	307,000,000	0		307,000,000
渉外費	1,700,000	0	1,700,000	0		1,700,000
解約返戻金	2,700,000	0	2,700,000	0		2,700,000
契約者割戻金	881,000,000	0	881,000,000	0		881,000,000
雑費	600,000	0	600,000	0		600,000
管理費					189,650,000	189,650,000
役員報酬					27,900,000	27,900,000
給料手当					10,800,000	10,800,000
賞与引当金繰入額					3,400,000	3,400,000
退職給付費用					400,000	400,000
役員退職慰労引当金繰入額					3,800,000	3,800,000
法定福利費					4,500,000	4,500,000
福利厚生費					1,600,000	1,600,000
通勤交通費					1,200,000	1,200,000
旅費交通費					3,100,000	3,100,000
諸会費					84,600,000	84,600,000
顧問・謝金					8,900,000	8,900,000
会議費					3,400,000	3,400,000
図書印刷費					2,150,000	2,150,000
事務消耗品費					400,000	400,000
通信運搬費					1,600,000	1,600,000
租税公課					1,100,000	1,100,000
水道光熱費					400,000	400,000
借室料					14,100,000	14,100,000
支払手数料					300,000	300,000
修繕費					800,000	800,000
事務機使用料					2,850,000	2,850,000
渉外費					9,600,000	9,600,000
什器備品減価償却費					850,000	850,000
無形固定資産減価償却費					100,000	100,000

単位：円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	小計	他1		
雑費					1,800,000	1,800,000
経常費用計	4,422,810,000	480,650,000	4,903,460,000	163,900,000	189,650,000	5,257,010,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 60,710,000	△ 97,650,000	△ 158,360,000	22,100,000	53,350,000	△ 82,910,000
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 60,710,000	△ 97,650,000	△ 158,360,000	22,100,000	53,350,000	△ 82,910,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	60,710,000	96,329,152	157,039,152	△ 7,982,956	△ 149,056,196	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 1,320,848	△ 1,320,848	14,117,044	△ 95,706,196	△ 82,910,000
一般正味財産期首残高	389,676,109	10,488,184	400,164,293	17,247,983,128	17,772,911,749	35,421,059,170
一般正味財産期末残高	389,676,109	9,167,336	398,843,445	17,262,100,172	17,677,205,553	35,338,149,170
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	0	0	0	0	33,000	33,000
基本財産有価証券利息	0	0	0	0	33,000	33,000
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 33,000	△ 33,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
III 正味財産期末残高	389,676,109	9,167,336	398,843,445	17,262,100,172	17,680,205,553	35,341,149,170